

隠岐地方における公文書管理

丑 木 幸 男

【要 旨】

町村制適用から除外された島根県隠岐地方における公文書管理を、郡役所文書と戸長役場文書とにより検討する。郡区町村編制法により設置された郡役所が、隠岐地方では町村制適用除外が決定すると、周吉・穩地・海士・知夫郡役所が廃止され、隠岐島司が管轄することになり、郡長から島司へ事務を引き継いだ。明治37年に隠岐に町村制を施行し、4郡が復活したが、郡長は置かれず島司が管轄した。町村には戸長役場が継続して設置されたが、町村制適用が除外されていた時期の各戸長役場の処務規程が保存しており、組織、事務分掌とともに、公文書は主務係が部類に従って区分、編綴し、文書主管係が集中管理し、さらに戸長役場文書編纂保存規程を設けて公文書保存に関する体制を整備したことが判明した。

【キーワード】

アーカイブズ、郡役所、戸長役場、町村制未施行、隠岐諸島

はじめに

近代の地方行政組織における公文書管理を検討してきたが⁽¹⁾、町村制を施行しなかった例外的な地域である島根県隠岐地方における公文書管理を検討したい。

明治21年（1888）4月17日に公布された町村制第137条は「此法律ハ明治二十二年四月一日ヨリ地方ノ情況ヲ斟酌シ府県知事ノ具申ニ依リ内務大臣ノ指揮ヲ以テ之ヲ施行ス可シ」とあり、地方の状況に応じて府知事県令の具申によって内務大臣が指揮して、順次施行した⁽²⁾。市制・町村制は明治22年（1889）4月1日に施行した府県が多く、ほとんどが同年中に施行し、香川県は翌23年2月15日に施行した。

町村制附則第132条に「此法律ハ北海道、沖縄県其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」と、北海道・沖縄県および指定する島嶼に町村制を施行しなかった。明治11年（1878）7月22日に公布され、毎郡に郡長、毎町村に戸長を設置することを定めた「郡区町村編制法」は、明治13年（1880）4月8日に3か条を追加したが、その第7条には「此編制法ヲ施行シ難キ島嶼ハ其制ヲ異ニスルヲ得」と、島嶼に独自の制度適用を認めていた。

明治19年（1886）7月20日に公布した「地方官官制」（勅令第5号）に知事以下の地方官を定めたが、その末尾の「島地」に島司を次のとおり設置することを規定した。

第四十六条 長崎県鹿兒島県其他今後指定セラルヘキ府県ニ特ニ島司ヲ置キ部内行政事務ヲ掌理シ知事ノ委任スル条項ハ便宜之ヲ施行スルコトヲ得

第四十七条 島司ハ奏任三等以下トス

長崎県、鹿児島県やそのほか今後指定する地域に島司を設置することを定め、島司を奏任三等以下に位置づけた。知事が勅任二等または奏任二等、郡区長が奏任四等以下とされたので、島司を郡区長より格上の地方官に位置づけたのである。

町村制を施行しない島嶼を明治22年(1889)1月16日に内務大臣が次のとおり指定し、隠岐にも町村制を施行しないことになったのである(勅令第1号)。

東京府管下 小笠原島 伊豆七島
長崎県管下 対馬国
島根県管下 隠岐国
鹿児島県管下 大隅国大島郡 大島 徳ノ島 喜界島 沖永良部島 与論島
薩摩国川辺郡 硫黄島 黒島 竹島 口之島 臥陀島 平島 中之島
悪石島 諏訪ノ瀬島 宝島

明治23年(1890)5月17日に公布した郡制では附則に島嶼に関して次のとおり規定した。

第八十五条 島司ヲ置ケル島嶼ニ於テハ別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム

島司の制度に関しては勅令で詳細に定めることにした。

同23年10月10日に改正した地方官官制(勅令第225号)で島司、島庁書記に関する規定が次のとおり詳細になった。

第五十四条 島司一人奏任二等以下トス

第五十五条 島庁書記ハ判任トス、其定員ハ其府県判任官ノ定員内ヲ以テ知事之ヲ定ム

第五十六条 島司ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ行政事務ヲ掌理シ知事ヨリ委任スル事項ハ便宜施行スルコトヲ得

第五十七条 島司ハ第四十九条に依り警察規則ヲ発スルコトヲ得(略)

第五十八条 島司ハ島庁書記ノ任免ヲ知事ニ具申ス

第五十九条 島司ハ行政事務ニ就テハ其部内町村ノ吏員ヲ指揮監督ス

第六十条 島庁書記ハ島司ノ命ヲ承ケテ庶務ヲ分掌ス(略)

島司は奏任二等以下とされ、さらに格上になった。警察事務も取り扱い、また部内町村長を指揮監督することも認められた。島庁を設置し書記を置くことにしたが、定員は府県の定員内とされた。

明治26年(1883)10月30日に改正した地方官官制(勅令第162号)でも以前の規定を継承した。

その後、明治37年(1904)3月11日、勅令第63号で島根県隠岐国における町村制度について次のとおり公布した。

第一条 島根県管下隠岐国ノ町村ニ町村制其ノ他町村ノ制度ニ関スル法令ノ規定ヲ適用ス、但シ町村制其ノ他町村ノ制度ニ関スル法令ノ規定中郡長及郡参事会ノ職権ニ属スル事項ハ島司、郡参事会ノ職権ニ属スル事項ハ県知事之ヲ行フ、此ノ場合ニ於ケル島司及県知事ノ処分若ハ決定又ハ裁決ニ関シテハ各本条ノ規定ニ準シ訴願及訴訟ヲ提起スルコトヲ得

隠岐国に町村制をはじめとする町村制度に関する法律を適用することにしたが、郡長・郡参事会は設置しないで、島司または県知事がその職権を行うことにしたのである。隠岐地方に町村制を適用することになり、町村合併が実施されたが、制限が付けられていたのである。全国一律ではなく個別的に島嶼の町村制度を改正したのである。

明治40年(1907)3月15日に勅令第46号により「沖縄県及島嶼町村制」を公布し、町村制を適用しないと規定した沖縄県及島嶼にこの法律を施行し、その施行地域、期日は府県知事の具申により内務大臣が定めると規定した。隠岐は明治37年にすでに町村制を準用したのでこの勅令は適

用されなかった。その結果、翌明治41年（1908）4月1日にほとんどの地域に市制・町村制を施行し、このときに適用を除外した北海道の一部、東京府大島、八丈島、長崎県対馬、鹿児島県奄美・トカラ、および沖縄県大東島地域は、その後順次施行した。

大正2年（1913）6月13日に改正した地方官官制で、次のとおり島庁設置が規定された（勅令第151号）。

第四十三条 勅令ヲ以テ指定スル島地ニ島庁ヲ置ク（略）

第四十四条 各島庁ニ左ノ職員ヲ置ク

島司 奏任 島庁書記 判任 島庁視学 一人 判任

大正7年（1918）8月29日に勅令第335号により、島根県隠岐国の町村、長崎県対馬国の町村を挙げ「左ニ掲クル町村ニ於テハ町村制及之ニ附随スル命令ニ依ル、但シ郡長ニ関スル規定ハ之ヲ島司ニ関スル規定ト看做ス」と、個別的に隠岐国と対馬国の町村に町村制を翌大正8年4月1日から本格的に施行することにしたが、郡長に関する規定は島司とみなしたので、隠岐では島司が引き続き統轄した。

隠岐地方では町村制は明治22年に適用除外されたが、明治37年に準用することとされ、さらに大正7年に対馬とともに本格的に適用されることになった。二段階を経て町村制が適用されたのである。

大正15年（1926）6月3日に改正した地方官官制では、次のとおり島地など交通不便な地には府県支庁を設置することになった（勅令第147号）。隠岐では島庁が廃止され、隠岐支庁が設置されることになった。

第四十三条 島地其ノ他交通不便ノ地ニ府県支庁ヲ置クコトヲ得、其ノ位置、名称及管轄区域ハ内務大臣之ヲ定ム

郡制は明治23年（1890）5月17日に公布され、翌24年4月1日に秋田県など9県が郡制を施行したが、その後郡の廃置分合が難航したために停滞した⁽³⁾。明治29年（1896）2月に政府が府県ごとの郡配置法律案を国会に提出して認められ、同年に群馬県（4月1日）・島根県（8月1日）など11県が施行した。町村制施行地に郡制を施行することになっていたため、町村制未施行地には郡制は施行されない。従って隠岐地方では、明治11年の郡区町村編制法による郡長・郡役所が置かれたが、町村制適用が除外されたため、明治21年に郡役所が廃止され、郡制は施行されなかった。それに代わって隠岐島司・島庁が置かれた。

明治32年（1899）3月15日に郡制を改正し、未施行府県の施行期日を府県知事の具申により内務大臣が定めることになり、同年に東京府、京都府、神奈川県、広島県、香川県、翌33年（1900）に岡山県が施行したが、北海道と沖縄県では施行されなかった。

なお、府県制は郡制と同時に公布されたが、「郡制」「市制」を施行した府県から順次施行するものとされたために施行が遅れ、明治32年に郡制と同時に改正し、北海道・沖縄県を除いて全府県で施行された。

町村制未施行地ではその前提とされた町村合併が実施されず町村規模が小さく、町村制に規定された町村長・助役・収入役が設置されず、戸長役場が継続したが、明治13年（1880）の町村会法により町村会は設置されており、住民の意向は町村政治に反映された。郡制未施行地は郡区町村編制法により郡長・郡役所が設置されたが、郡会・郡参事会が設けられず、住民の意向は郡政治に反映されなかった。

本稿では町村制未施行地の公文書管理方法を島根県隠岐地方を事例に検討したい。

1、島根県隠岐地方の郡役所文書

最初に島根県における公文書保存状況を概観しておきたい。

平成23年(2011)11月1日に島根県公文書センターが設置され、県庁文書が移管された。それまで県総務部情報公開係が保管していた明治初年から昭和期までの2252件と、昭和25年(1950)前後を中心に一部明治末年分も含む3285件、合計5537件が閲覧できる⁽⁴⁾。明治6年(1873)から昭和21年(1946)の知事事務引継書83冊や、大正15年(1926)「郡役所廃止事務引継一途」、大正13年、14年、15年「島庁郡役所」、年次不明「郡事務取調書」などがある。

それ以外に、島根県立図書館に「明治初年行政資料」2544冊がある。昭和45年(1970)に島根県庁から「島根県行政資料」として移管したものである。ほとんどが島根県作成の県庁文書であるが、明治4～9年に隠岐を管轄し、同9～14年に島根県に併合された鳥取県、明治3～9年にあった浜田県が作成して島根県に引き継いだ文書もある。検索手段として『古文書簿冊目録』がある⁽⁵⁾。

さらに県史編纂の過程で筆写収集した史料や、郡役所文書・村役場文書も含まれている。

県立図書館所蔵の「明治初年行政資料」に郡役所から引き継がれた次の隠岐支庁文書がまとまって保存されている。

明治12年	「請書編冊」郡役所庶務係 周吉外三郡役所庶務係 1冊
明治12年～13年・18年	「履歴書」郡役所庶務係 2冊
明治13年	「町村内景状戸長申報」郡役所庶務係 1冊
明治16～17年	「郡長県庁下滞在中取扱書類」1冊
明治20年	「往束」郡役所 1冊
明治19年～21年	「郡長事務引継書」周吉外三郡役所 8冊
明治23年	「引継目録及演説書」隠岐島庁 3冊

島根県には出雲・隠岐・石見3か国があり、江戸時代には出雲国・隠岐国は松江藩、石見国は浜田藩と津和野藩に所属し、石見銀山領は幕府直轄領であった。

明治2年(1869)2月25日に、隠岐に隠岐県を設置し、同年8月2日には旧石見銀山領・旧浜田藩領と隠岐県とを合併して大森県を設置した。翌明治3年1月9日に大森県を廃止して浜田県を設置し、さらに明治4年6月25日に津和野藩を廃して浜田県に編入した。同年7月14日に廃藩置県により松江県、広瀬県、母里県を設置し、同年11月15日に松江県・広瀬県・母里県と浜田県から隠岐地方を合併して島根県が成立し、隠岐地方を除外して浜田県を設置した。同年12月17日に隠岐地方を鳥取県に移管し、明治9年(1876)4月18日に浜田県を島根県に編入し、同年8月21日に鳥取県を島根県に編入したが、明治14年(1881)9月12日に鳥取県を分離してほぼ現在と同じ島根県の区域が確定した。

隠岐地方には有人島が4島あり、本土に近い島前(知夫里島・西ノ島・中ノ島)と島後(島後島)に区分している。郡区町村編制法により明治12年(1879)に周吉郡(島後島南部)・穩地郡(島後島北部)・海士郡(中ノ島)・知夫郡(知夫里島・西ノ島)役所を島後島の周吉郡西郷町に設置し、郡長が四郡を管轄した。明治12年から同21年(1888)までは同郡長が四郡全体を管轄したのである。前記したように隠岐諸島など島嶼部は、町村制施行対象から除外され、明治21年4月に郡役所は廃止され、島司が任命された。

明治37年(1904)に隠岐諸島は町村制適用除外を解除され、町村制が施行され4郡が復活し、引き続き隠岐島司が管轄した。大正15年(1926)7月1日の島庁廃止時に隠岐支庁を設置し、島司の事務を引き継いだ。

大正15年に支庁を設置したのは、福島県南会津支庁、新潟県佐渡支庁、東京府大島支庁・八丈支庁・小笠原支庁、愛媛県宇和支庁、長崎県南松浦支庁・壱岐支庁・対馬支庁、宮崎県西臼杵支庁、沖縄県宮古支庁・八重山支庁など25か所である。

郡役所廃止後に支庁を設置し郡役所の機能を引き継いだため、宮崎県西臼杵支庁と同様に、郡役所文書が保存されたのである⁽⁶⁾。

昭和44年（1969）に周吉郡・穂地郡・海士郡・知夫郡の4郡を合併して隠岐郡が成立した。

郡役所庁舎は明治18年（1885）に四郡町村連合会が建設し、同21年（1888）に隠岐島庁舎、大正15年（1926）に隠岐支庁舎と制度改革に伴い改称したが引き続き保存され、昭和43年（1968）に新庁舎建設に伴い廃棄されることになった。しかし、明治初期洋風木造2階建て建造物で島根県下の数少ない貴重な遺産として保存された。細部に洋風手法を施し、平面・立面ともに左右対称、上げ下げ式の縦長窓、外壁、胴蛇腹など新技術を導入した過程を知ることができる。旧五箇村が明治百年記念事業として隠岐の他町村の協力を得て、旧西郷町から隠岐一宮である水若酢神社の裏側の敷地に復元移築し、同45年に島根県指定有形文化財となった。現在は隠岐郷土館として公開され、漁撈用具、農工用具、畜産用具、山樵用具、家具調度、衣服装身具、調理飲食用具など、重要有形民俗文化財674点、島根県指定有形民俗文化財1271点のうち691点を展示している。隠岐の島町大字郡にあり、都万目地区から移築した江戸時代の「都万目の民家」や牛突き場、五箇創生館、しゃくなげ園とともに、白亜の近代洋風建築として隠岐の観光スポットのひとつになっている。

明治21年（1888）までは郡役所文書、それ以後は隠岐島庁文書であるが、隠岐諸島を管轄する行政機関の公文書が、郡長・島司の事務引継書を中心に県公文書センターと県立図書館とに連続して保存されている。

明治20年（1887）12月に周吉・穂地・海士・知夫郡長が中隈輝雄から伊藤石介に交代し、事務引き継ぎをし、翌年1月26日に終了したことを県知事に報告した⁽⁷⁾。この郡長は郡区町村編制法にもとづく四郡を管轄する郡長である。

郡務受渡結了届

曩ニ郡長交代命セラレ爾來郡務受渡ニ従事致シ候処本日ヲ以テ完結候ニ付別紙現在金仕訳書写相添、此段及御届候也

明治廿一年一月 日

元郡長
郡長 連署

県知事宛

周吉・穂地・海士・知夫郡役所第一課の引継目録が添付してあり、係ごとの詳細な「記録文書目録」が次のように記録されている。

庶務係 本県丙告号 十五年ヨリ十七年マテ 三冊

まとめると以下のとおり、合計729件、1677冊である。

政府布達類	51件	161冊	明治9～20年
県布告類	47件	141冊	7～20年
稟議留	11件	30冊	12～20年
申牒	14件	28冊	12～19年
記録文書目録	1件	9冊	13～17年
公書関係	10件	25冊	12～20年
四郡聯合会日誌	1件	1冊	12～16年

町村会関係	5件	7冊	13～20年
郡長出張関係	1件	1冊	16～17年
辞令等人事関係	14件	15冊	12～20年
名寄帳	1件	1冊	
庶務関係	7件	7冊	18～20年
会計書類	6件	7冊	19～20年
後鳥羽院御陵取調簿	1件	1冊	
郡役所事務規程	1件	1冊	19年
県史編纂史料編冊	1件	2冊	
隠岐国町村誌	1件	1冊	
戸長役場関係編冊	10件	10冊	19～20年
地所建物書質入書類	2件	4冊	18～20年
人民諸願伺届編冊	5件	5冊	18～20年
選挙関係	8件	17冊	18～20年
衛生関係	17件	24冊	11～20年
社寺関係	9件	9冊	
兵事関係	4件	4冊	
当衙処務細則	2件	2冊	20年
小計	134件	527冊	
学務係			
小学校関係	23件	47冊	7～23年
隠岐中学校関係	1件	1冊	
指令申牒来翰	35件	74冊	12～20年
人事関係	9件	12冊	18～19年
規則類	3件	3冊	
小計	99件	167冊	
農商係			
勸業申牒	6件	6冊	12～18年
稟議	6件	7冊	12～20年
来翰	2件	2冊	13～14年
物産表	1件	1冊	12年
農業関係	11件	11冊	12～20年
官林関係	4件	4冊	13～16年
漁業関係	1件	1冊	13年
故寺陵作徳関係	23件	23冊	2～18年
布達類	19件	19冊	13～20年
小計	314件	491冊	
兵事係			
兵事関係	164件	261冊	8～20年
規則類	8件	18冊	
会計関係	5件	102冊	
小計	182件	492冊	

合 計 729件 1677冊

第二課には土木係、衛生係、会計係があり、そのほか収税課と警察事務もあり、その引継書類もあったはずなので、それを加えると合計3000冊を超える郡役所文書があったことになる。

この引継目録により、郡役所設置後10年を経過し、事務分掌に従って業務を遂行した結果、係分担、事務分掌ごとに公文書が蓄積され、その点数は3000点を超えるまでになったことが分かる。

目録によれば、郡役所設置の明治12年（1879）からの書類が蓄積されているが、設置以前の明治7年（1874）以後の書類も含まれる。江戸時代の書類はないが、郡役所設置直前の書類は郡政を執行するうえで必要な情報を確保するために、県庁や町村役場から筆写等により収集して整備しておいたのであろう。

郡長交代に伴う事務引継であるので、作成・蓄積した公文書全てを引き継ぎ、評価選別を行うことはなかったようである。目録上では保存年限の記載はない。保存年限を設定していなかったのか、記載していないのか判断が困難である。

引き継いだ書類は、係ごとに保管し、農商係・兵事係は年ごとに管理し、近代的な文書管理体制を採用していた。引継書類は県・政府の布告布達、申牒指令などの往復文書、郡内への達類、庁内規程、町村および住民との往復書類、諸台帳類など、郡政執行に必要な公文書である。10年間の行政経験から蓄積されたものである。

後鳥羽上皇、後醍醐天皇らが流罪になった隠岐諸島の歴史を反映して、「後鳥羽院御陵取調簿」「故寺陵作徳関係」などが特色のある書類といえよう。「県史編纂史料編冊」「隠岐国町村誌」などにもそうした記述が多く含まれていたことであろう。

2、郡長から島司へ引き継ぎ書類

ところが、郡長の事務引継の半年後の明治21年（1888）6月15日に元周吉・穩地・海士・知夫郡長から島司へ次のとおり兵事係分の事務を引き継いだ⁽⁸⁾。同日に土木係・庶務係分の事務引継をしており、係ごとに引き継いだようだ。起案用紙の捺印欄には明確に「島司」「島司代理」と役職名が記載され、捺印されているので、郡長が廃止され、島司が任命されたことを示している。明治21年4月17日に市制・町村制が公布され、隠岐諸島など島嶼部が施行除外されたのは翌22年1月16日であるが、明治19年7月に公布された地方官官制により島司を置くことが規定され、21年6月に隠岐地方では郡役所が廃止され、島司が設置されたのである。

引継書高覧ニ供スル件

元周吉外三郡役所事務引継ノ内兵事係ノ内戸籍ノ分別紙ノ通り受渡結了致候間書類相添此段稟議

但金員ニ係ルモノハ会計係リヘ追テ合議ノ積リ

以下「兵事ニ関スル事務演説書」（「島司検閲済」の後記がある）、「記録文書并備品目録」が添付されている。

目録は「兵事係保管記録文書目録」とあり、郡役所では係ごとに公文書を保管していたことを示している。

さらに明治21年（1888）8月10日に元周吉・穩地・海士・知夫郡長代理書記から島司へ次のとおり事務引継をし、各係ごとに管理していた書類を引き継いだことを報告した。

事務受渡結了届

元周吉外三郡役所事務受渡延期ノ義、客月三十日付甲第九六号ヲ以テ及上申置候処、昨十二日ヲ以テ完結候ニ付別紙現金仕訳書写相添、此段及御届候也

二十一年八月十三日

元周吉外三郡長代理
(三級書記川上寛一郎) 連署
島司 (伊藤石介)

県知事宛

明治21年4月17日に公布された町村制でその施行を除外された隠岐諸島では、同年6月に郡役所が廃止され、「元周吉・穩地・海士・知夫郡長」から「島司」への事務引き継ぎが準備され、8月13日には引き継ぎが完結したことを県知事に報告したのである。

さらに、明治23年(1890)9月1日に島司交代に伴い、元島司伊藤石介が新島司赤間尠城へ事務引継を実施した⁽⁹⁾。

二十三年九月六日

嶋司[㊟] (印文：赤間)
元島司[㊟] (印文：伊藤)

第一課[㊟] 庶務係[㊟]
第二課[㊟] 会計係[㊟]
収税課[㊟]
警察事務主掌[㊟]

左件県知事へ御届可相成哉

事務受渡済上申

今般嶋司交迭ニ付隠岐島庁ニ属スル事務本日受渡相済申候、仍テ別紙金銭仕訳書写式通相添此段上申候也

二十三年九月一日

嶋司
元島司

県知事宛

以下、各課係ごとの事務引継書が添付してある。「第一課事務引継総目録」は第一課庶務係ノ部(土地人民引渡書、帳簿引継目録、備品引継目録、事務引継演説書など)、農商係ノ部(帳簿引継目録、農具引継目録、事務引継演説書など)、町村係ノ部(帳簿引継目録、四郡聯合町村建物引継書、汽船引継書など)とあり、その後に帳簿引継目録などが添付してある。課係ごとに文書管理をしていたことが分かる。

そのうちの島司が管轄する「土地人民引渡書」は次のとおりである。

隠岐国官民有地

合計壹万四千三百六町八反六畝七歩

内 官有地 五百四十三町九反六畝二十五歩九厘
民有地 壹万三千七百六十二町八反九畝拾壹歩壹厘

隠岐国人口

合計 二万三千七百五十六人

内 男 壹万七千十五人
女 壹万六千七百四十一人

戸数合計 七千百九戸

右及引渡候也

明治二十三年九月一日

元島根県島司 伊藤石介^⑩

島根県島司 赤間赳城殿

人口2万3756人、戸数7109戸、町村数は53町村であり、明治37年（1904）の町村制施行後は11町村に合併した。同年に全国の郡役所は562あり、郡役所の規模は全国平均8万5000人、1万6000戸、管轄町村数は町村合併以前では140町村、町村合併後は31町村なので、いずれの面からも隠岐島司管轄区域は四分の一から二分の一程度の小規模であるが、四島にまとまっている。引継書類をみても、島庁は他の郡政と同様の地方行政を遂行しており、大正15年（1926）に設置された隠岐支庁は島庁の管轄区域をそのまま継続した。

残念ながらそれ以後の公文書管理の実態を示す公文書は確認できなかった。

3、町村役場の文書管理

次に町村制、郡制未施行の隠岐地方の町村における文書管理を検討したい。「戸長役場諸規程」が14冊保存されているので、それを素材としたい⁽¹⁰⁾。

明治25年（1892）11月18日に周吉郡西郷中外二町戸長が隠岐島司に、戸長役場処務規程の認可を次のとおり申請した。

上庶第二五八号

処務規程認可伺

本年九月第三十六号訓令ニ基キ当役場処務規程別紙之通改定シ、明治貳拾六年壹月壹日ヨリ実施致度候条御認可相成度、此段相伺候也

明治貳拾五年拾壹月拾貳日

周吉郡西郷中外二町戸長 高橋野津^印

隠岐島司 赤間赳城殿

（別紙）西郷中外二町戸長役場処務規程

第壹章 分掌

第一条 当戸長役場中ニ左ノ係ヲ置ク

第壹係 第貳係

第二条 第壹係主管ノ事務左ノ如シ

第 壹 議員選挙ニ関スル事

第 三 社寺ニ関スル事

第 五 賞典ニ関スル事

第 七 農工商ニ関スル事

第 九 学事ニ関スル事

第拾壹 兵事ニ関スル事

第拾参 第二係ノ主管ニ属セサル事項

第貳係主管ノ事務左ノ如シ

第 壹 稅務ニ関スル事

第貳章 服務

第一条 吏員登署スレハ先ツ出勤簿ニ捺印シ而后各自ノ本務ニ就キ退署時限ニ至レハ事務ノ繁閑ニ依テ随意退署スヘシ、但戸長在署ノ節ハ其許可ヲ得ヘシ（～第九条、略）

第三章 処理

第一条 凡当戸長役場ニ来達スル文書ハ第一係之ヲ受ケ、送達先ノ庁名又ハ差出人ノ姓名及

件目等ヲ受付簿ニ摘記シ、戸長ニ差出シ受付簿ニ領収印ヲ受クヘシ、尤モ親展又ハ親展ニアラサルモ吏員ニ宛テタル封書ハ直ニ本人ニ配付シテ領収印ヲ受クヘシ、送達書添付アル文書ヲ收受シタルトキハ受領書ヲ送付スヘシ（～第一条、略）

第拾貳条 簿冊ハ成ヘク各係主管ノ項目ニ分類シ処分完結ノ文書ハ其種類ニヨリ一事件ノ書類ヲ逐次之ニ編綴整理スヘシ

第拾三条 法律命令等ハ閲覽ヲ了シタル后第一係ニ於テ類別ニ編纂シ改廢アルトキハ其都度訂正シ努メテ後日ノ錯雜ヲ防クヘシ

第拾四条 第一係ニ於テハ役場記録文書ノ目録帳ヲ製シ順次番号ヲ付シ毎年一回以上簿冊ノ点検ヲ行フヘシ

第拾五条 書籍簿冊ハ猥リニ役場外ニ出スヘカラス

第拾六条 凡事務調理ノ順序ハ本章前各条ニヨルト雖モ退署后若クハ休日臨時要急ノ事件ハ便宜ノ手續ニ従ヒ戸長ノ裁決ヲ得テ弁理シ、次ノ開署日ニ於テ相当ノ手續ヲナスヘシ

第四章 宿直

第一条 宿直ハ吏員輪番ヲ以テ一昼夜ヲ担当シ毎日登署時限交代スルモノトス（～第五条、略）

第五章 臨変

第一条 役場近傍ニ係ル出火アルトキハ吏員使丁一同速ニ登署シ戸長ノ指揮ヲ受テ文書器械ノ保護、消防ニ従事スヘシ（略）

第六章 文例書式

第一条 島司ヘ進達其他往復結文例概ネ左ノ如シ（第三条まで略）

第一章「分掌」、第二章「服務」、第三章「処理」、第四章「宿直」、第五章「臨変」、第六章「文例書式」と、全6章36条の編成であるが、章ごとに第一条から始めている。

組織、服務と事務処理と役所における執務形態全てをひとつの規程で定めたものである。公文書管理に関しては各係の分掌事務に従って整理分類して編綴し（第三章第一二条）、法律命令等に限定してではあるが、第一係が集中管理して、類別編纂し（第一三条）、第一係が目録を作成して役場文書の情報を管理し（第一四条）、役場文書を役場外へ持ち出すことを禁止して、役場文書の保存（第一五条）を規定した。

同年10月3日に認可を申請した穂地郡都万外三村町役場の処務細則も、全6章と章数は同一であるが、条数は59条と多くなった。西郷中外二町戸長役場と同様の規定もあるが、「第三章 第二十三条 日常必需ノ書類ヲ除クノ外ハ箱又ハ庫ニ納メ各係名ヲ掲票シテ混淆セサルヲ要ス」のように、独自の条文が多い。「三十二年七月廿九日変更認可ス」と符箋があるように、県庁が慎重に審査し変更を指示して、七年後に認可した。公文書管理についてはほぼ同文の規定である。

同年11月8日に認可を申請した知夫郡知夫村戸長役場の処務細則は、全6章41条であるが、第一章を「分係」に変更した。条数は章ごとに改めている。公文書管理に関する規定は西郷中外二町戸長役場と同一である。

同年12月25日に認可を申請した海部郡海士外三村戸長役場も同じ6章であるが、40条と条数は多い。条数は第一章から第六章まで通巻番号である。公文書管理に関する規定は同一である。

明治25年（1892）9月に島根県庁が訓令による戸長役場処務細則改正を指示し、県の指示した雛形を基準として、町村独自の規定を加えて各戸長役場が処務細則を作成し、同年中に提出したのであろう。公文書管理に関してはほとんど規定内容は同一である。

明治31年（1898）9月27日に知夫郡知夫村戸長役場が処務細則を改正し、その認可を次のとお

り申請した。

甲第二一八号

処務細則改正ノ件伺

当衙処務細則改正ノ必要ヲ認メ候ニ付別冊ノ通制定致候条御認可相成度、此段相伺候也

明治三十一年九月廿七日

知夫郡知夫村戸長 岩佐久一郎 [印]

島根県隠岐島司 伊志田友方殿

処務細則設定から6年が経過し、不都合があるので改正するという理由であり、知夫村独自の改正のようだ。第一章「事務」、第二章「服務」、第三章「処理」、第四章「宿直」、第五章「臨変」、第六章「文例書式」と、全6章38条であり、第一章を改称している以外は章名は旧規程と同じである。第一章に係名は除外し、事務分掌を挙例した。公文書管理に関する規定は旧規程と同一である。

明治32年(1899)3月2日に認可を申請した穩地郡北方外四村戸長役場の処務細則は、第五章までは同一であり、第六章を除外して、全5章30条である。組織は第三係までを設置した。公文書管理に関する規定はほぼ同様であるが、文言を変更している。

明治36年(1903)11月11日に改正を申請した同戸長役場の処務細則は、第一章「総則」、第二章「分掌」、第三章「文書取扱」(第一節「通則」、第二節「文書収受」、第三節「文書調理」、第四節「文書浄写」、第五節「文書発送」、第四章「宿直」の全4章42条とし、構成も条文を一新した。組織は二係に戻し、事務分掌も事務経験の蓄積により詳細になった。しかし、公文書管理に関する規定は見当たらなくなった。

処務細則とは別に「文書編纂保存規程」を設けるようになったためであろう。

明治28年(1895)5月29日に周吉郡西郷中外二町戸長役場が同規程の認可を次のとおり申請した。

甲第四百四十八号

文書編纂保存規程認可伺

戸長役場文書編纂保存規程別紙ノ通り設定致シ度候条御認可相成度、此段相伺候也

明治廿八年五月廿九日

周吉郡西郷中外二町戸長 高橋秋彦 [印]

島根県隠岐島司 原田尅城殿

(別紙) 戸長役場文書編纂保存規程

第一条 文書ハ本規程ニ依リ編纂保存ス

第二条 文書ノ編纂保存ハ第一係長ニテ之ヲ取扱ヒ、戸長ニ於テ特ニ保管ヲ要スルモノ、外之ヲ処理セシム

第三条 文書ハ左之三種ニ分チ第一種ハ永久、第二種ハ五年間、第三種ハ一年間保存ス
第一種

- 一 法律命令告示及県庁島庁訓示指令
- 二 法律命令ノ執行上ニ関シ将来ノ例証トナルヘキ文書
- 三 町村会議決書及議事録
- 四 町村歳入歳出決算書
- 五 町村公告
- 六 町村地図
- 七 事務受渡書

- 八 権利義務ニ関スル契約書等ニシテ永遠照査ノ必要アルモノ
 - 九 歴史ノ徵考トナルヘキ文書
 - 十 特殊ノ処分又ハ事ノ創始若クハ廃止ニ関スル文書
 - 十一 訴訟ニ関スル文書
 - 十二 前各項ノ外将来照査ノ必要アリト認ムル文書
- 第二種
- 一 町村費其他金品出納ニ関スル証書ニシテ原簿登記及決算ヲ了セハ不要ニ帰スルモノ
 - 二 前項ノ外数年間照査ノ必要アリト認ムル文書

第三種

- 一 第一種、第二種ニ属セサル文書

第四条 保存期限ノ計算ハ文書処理完結ノ翌年ヨリ起算シ、其会計年度ニ属スルモノハ決算終了ノ翌年度ヨリ起算ス

第五条 文書ハ曆年ヲ以テ分界シ処理完結ノ月日ヲ逐ヒ編次ス (略)

第六条 文書ハ左ノ部門及項目ニ随ヒ尚保存期限ヲ甄別シ、第一種ノ文書ハ索引ヲ巻首ニ掲ケ本書欄外ニ其符号ヲ記シテ編纂シ、別紙様式ノ如ク表記ス、但紙数寡少ナルモノハ数項目ヲ併セ編纂スルコトヲ得

官報 島根県令 (中略) 諸契約書 機密文書 庶務 (中略) 社寺 (中略) 兵務 (中略) 戸籍 (中略) 農工商 (中略) 学務 (中略) 衛生 (中略) 土木 (中略) 地理 (中略) 税務 (中略) 会計 (中略)

第七条 処理完結ノ文書ハ各主掌者ニ於テ其欄外ニ保存期限ヲ記シテ仮綴シ、翌年若クハ翌年度ノ始メニ於テ第一係長ニ移付スルモノトス

第八条 第一係長ニ於テ前条ノ文書ヲ受ケタルトキハ、三ヶ月以内ニ之ヲ審査編纂シ文書目録ヲ作り戸長ノ検閲ヲ受クルモノトス

第九条 文書ハ第一係長ニ於テ書庫又ハ書匣ニ蔵置シ嚴重保管スルモノトス

第十条 第一係長ニ移付シタル文書ノ必要アルトキハ該係長ニ就キ借覽スルモノトス

第十一条 保存期限ヲ畢リタル文書ハ第一係長ニ於テ其書目年号 (会計年度ニ係ルモノ) ヲ列記シ、各主掌者ニ協議ヲ経テ戸長ノ裁決ヲ受ケ文書目録ニ何年何月廃棄ト朱記シ、文書中ノ印章等他ニ移用スヘキ虞アルモノハ塗抹或ハ截断シテ之ヲ物品会計主掌者ニ交付スルモノトス

第十二条 文書ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ文書目録ニ対照点検シテ曝書ヲ為シ又平素蔵置ノ文書ヲ整頓シ蠹魚ノ蝕害、湿気ノ浸入等ヲ厚ク予防スルモノトス

第十三条 各種ノ帳簿名簿類モ此規程ニ準シ取扱ヒ、日常所要ノモノヲ除クノ外第一係長ニ於テ保管スルモノトス

第十四条 此規程施行以前ニ係ルモノハ成ルヘク本規程ニ拠リ漸次整理スルモノトス

戸長役場文書をこの規程により統一して管理することを定め (第一条)、第一係長が主管した (第二条)。保存年限を永久保存、5年保存、1年保存に分け、それぞれの基準を設けた (第三条)。文書を事務分掌に従って部門・項目に部類分けをしさらに保存年限によって区分し、永久保存文書は索引を付した (第六条)。完結文書は主務者が保存年限を記して仮綴して第一係長へ移付した (第七条)。第一係長は文書を編纂して文書目録を作成し、戸長の検閲を受け (第八条)、書庫・書匣に蔵置して保管し (第九条)、必要などときには主務者が借覧ができた (第一〇条)。保存期間満了の文書は第一係長が主務者と協議のうえ、戸長の裁決を経て廃棄手続をした (第十一

条)。保存文書は毎年夏期に点検、曝書をし、平素も整頓し、虫害・湿害予防に留意させた（第十二条）。第一係に戸長役場文書の集中管理を担当させていることが特徴である。

明治28年（1895）5月14日に認可申請した穩地郡北方外四村の「戸長役場文書編纂保存規程」、同年5月20日に認可申請した穩地郡都万外三村の「都万外三村戸長役場文書編纂保存規程」、同年6月19日に認可申請した海士郡海士外三村の「戸長役場文書編纂保存規程」、同年6月25日に認可申請した知夫郡知夫村の「文書編纂保存規程」、同年7月12日に認可申請した周吉郡原田外三村の「戸長役場文書編纂保存規程」も全14か条で同文である。島庁の指導により同一の規程を作成したことが伺える。

明治37年（1904）に隱岐国に町村制が適用され、町村合併を実施したが、その後の町村役場文書の実態を示す公文書は確認できなかった。

むすびとして

明治21年（1888）から同41年（1908）まで町村制適用が除外された島根県隱岐地方における、公文書管理を郡役所文書と戸長役場文書とにより検討してきた。時系列的な検討にはならなかったが、次の点が判明した。

町村制施行除外が決定された明治21年に隱岐では郡役所が廃止され、島庁が設置され、島司が管轄することになった。町村制施行除外島嶼のなかでも島庁設置は一斉ではなく、府県ごとに設置されたようだ。明治19年（1886）に対馬、奄美大島、明治29年（1896）に沖縄県宮古、八重山、明治33年（1900）に東京府大島、八丈島、小笠原にそれぞれ島庁が設置された。隱岐島庁の設置は最初ではないが、早い時期に設置されたといえる。

郡区町村編制法により設置された郡長から新たに設置された隱岐島司に対して明治21年に事務引継をしたことが分かる。

町村制が施行されなかったために隱岐地方の町村には、郡区町村編制法により設置された戸長役場が継続した。第三章で検討したのは、明治25年（1892）から同36年（1903）の町村制適用が除外されていた時期に作成された公文書管理に関する規程であり、町村における実態が一部判明した。

各戸長役場の処務規程により組織、事務分掌とともに、公文書は主務係が部類に従って区分、編綴した後に第一係に引き継ぎ、同係が集中管理する体制を採っており、島庁の指導のもとに、明治28年（1895）に戸長役場文書編纂保存規程を設けて公文書保存に関する規程を整備したのである。

その後明治37年（1904）3月に隱岐では町村制を施行することになり、4郡が復活したが、郡長は復活することなく島司が継続して管轄した。また同年に町村合併が実施され、町村役場が設置された。さらに大正7年（1918）8月に対馬国の町村とともに、隱岐の町村に町村制を施行することになったが、郡長復活はなく島司が継続して管轄した。残念ながら、その時期の公文書管理について明らかにすることはできなかった。

注

- (1) 丑木幸男、科学研究費補助金研究成果『郡役所文書の基礎的研究』2012年。
- (2) 以下法令類は『法令全書』による。国立国会図書館 HP「近代デジタルライブラリー」。山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成』1～5、弘文堂、1991～1998年。小早川光郎外編『史料日本の地方自治』1、学陽書房、1977年参照。

- (3) 奥村弘・居石正和「市制町村制、府県制・郡制の成立過程について」、山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成』2、64頁、弘文堂、1994年所収。
- (4) 同センターホームページで公開している目録による。「同センターの概要」には2265冊、3344冊、合計5609冊とある。
- (5) 『古文書簿冊目録』、島根県、1997年発行。
- (6) 宮崎県西臼杵支庁の郡役所文書保存については、丑木幸男「宮崎県における郡役所文書」『別府大学紀要』第53号、2012年参照。
- (7) 島根県立図書館所蔵、明治初年行政資料「郡長事務引継書」、周吉・穩地・海士・知夫郡役所、文書番号14-1-2493。
- (8) 同前「引継目録及演説書」文書番号14-1-2491。
- (9) 同前「引継目録及演説書」文書番号14-1-2495。
- (10) 同前「戸長役場諸規程」文書番号15-2-2575。